



第19回 定時株主総会 招集ご通知

目 次

第19回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	4

提供書面

事業報告	12
連結計算書類	40
計算書類	55
監査報告書	64

証券コード 2453

ジャパンベストレスキュー システム株式会社

> 日 時

平成27年12月22日（火）午前10時

> 場 所

名古屋市中区金山町一丁目1番1号
ANAクラウンプラザ
ホテルグランコート名古屋
5階 ローズルーム

> 決議事項

- | | |
|-------|-----------|
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | 取締役6名選任の件 |
| 第4号議案 | 監査役2名選任の件 |

証券コード 2453
平成27年12月7日

株 主 各 位

名古屋市中区錦一丁目10番20号
ジャパンベストレスキューシステム株式会社
代表取締役 榊 原 暢 宏

第19回定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第19回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、平成27年12月21日（月曜日）午後6時30分までに議決権をご行使いただきたくお願い申し上げます。

〔書面による議決権行使の場合〕

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

〔電磁的方法（インターネット等）による議決権行使の場合〕

2頁から3頁に記載の「議決権行使等についてのご案内」をご確認のうえ、上記の行使期限までに議決権をご行使ください。

敬 具

1. 日 時 記
平成27年12月22日（火曜日）午前10時
2. 場 所 名古屋市中区金山町一丁目1番1号
ANAクラウンプラザ ホテルグランコート名古屋
5階 ローズルーム
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項
1. 第19期（平成26年10月1日から平成27年9月30日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第19期（平成26年10月1日から平成27年9月30日まで）計算書類報告の件
- 決議事項
- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役6名選任の件
- 第4号議案 監査役2名選任の件

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、本株主総会招集ご通知に掲載しております事業報告、連結計算書類及び計算書類並びに株主総会参考書類に修正が生じた場合は、修正後の内容をインターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.jbr.co.jp/>）において周知させていただきます。

議決権行使等についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

株主総会にご出席される場合



議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。（ご捺印は不要です。）

日時 平成27年12月22日（火曜日）午前10時（受付開始：午前9時）

場所 名古屋市中区金山町一丁目1番1号
ANAクラウンプラザ ホテルグランコート名古屋 5階 ローズルーム
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

郵送で議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限 平成27年12月21日（月曜日）午後6時30分到着分まで

インターネットで議決権を行使される場合



パソコン又はスマートフォンから議決権行使サイト（<http://www.web54.net>）にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご入力いただき、画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。

行使期限 平成27年12月21日（月曜日）午後6時30分まで

- ① 株主様以外の方による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることとなりますのでご了承ください。
- ② 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。
- ③ 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は株主様のご負担となります。また、スマートフォンをご利用の場合は、パケット通信料その他スマートフォン利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

インターネットによる議決権行使の際の注意点

- ① インターネットと書面により、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取扱わせていただきます。
- ② インターネットによって、複数回、議決権を行使された場合は、最後におこなわれたものを有効な議決権行使として取扱わせていただきます。またパソコン、スマートフォンで重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。
- ③ 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金・電話料金等）は株主様のご負担となります。また、スマートフォンをご利用の場合は、パケット通信料その他スマートフォン利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。
- ④ インターネットによる議決権行使は、平成27年12月21日（月曜日）の午後6時30分まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただきますようお願いいたします。
なお、ご不明な点等がございましたら下記ウェブサポートへお問い合わせください。

議決権行使サイトについて

- ① インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンから、当社の指定する議決権行使サイト（<http://www.web54.net>）にアクセスしていただくことによつてのみ実施可能です。
- ② パソコン又はスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- ③ 携帯電話端末からの議決権行使には対応しておりませんのでご了承ください。

株主総会招集ご通知の受領方法について

ご希望の株主様は、次回の株主総会から、招集ご通知を電子メールで受領することができますので、パソコン又はスマートフォンにより議決権行使サイトでお手続きください。（携帯電話ではお手続きできません。また携帯電話のメールアドレスを指定することもできませんのでご了承ください。）

議決権電子行使プラットフォームについて

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）につきましては、株式会社東京証券取引所等により設立されました合弁会社株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、インターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

システム等に関する
お問い合わせ

三井住友信託銀行株式会社
電話0120-652-031

証券代行ウェブサポート（専用ダイヤル）
（受付時間 午前9時～午後9時、通話料無料）

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

配当につきましては、安定的な経営基盤を確保するため、財務体質の強化と内部留保の充実を図りつつ、株主利益重視の見地から安定的な配当を行うよう努めてまいります。

こうしたことから、第19期の期末配当につきましては、1株につき2円といたしたいと存じます。

① 配当財産の種類

金銭といたします。

② 株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金2円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は68,954,600円となります。

③ 剰余金の配当が効力を生じる日

平成27年12月24日といたしたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

事業活動の多様化と今後の業容拡大に備えて、目的事項を追加するものであります。

また、「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）が平成27年5月1日に施行され、新たに業務執行取締役等でない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、それらの取締役及び監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるよう、現行定款第30条第2項及び第40条第2項の一部を変更するものであります。なお、現行定款第30条第2項の変更に关しましては、各監査役の同意を得ております。その他、上記変更に伴う文言の加除修正等所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所。)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総則 (目 的) 第2条 (条文省略) 1. ～12. (条文省略) 13. 自動車、自動二輪車並びに電気自転車及びそれらの用品の販売、修理及び再生加工 14. ～38. (条文省略) 第4章 取締役及び取締役会 (取締役の責任免除) 第30条 (条文省略) 2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限定額は、法令が定める額を限度とする。</u> 第5章 監査役及び監査役会 (監査役の責任免除) 第40条 (条文省略) 2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限定額は、法令が定める額を限度とする。</u>	第1章 総則 (目 的) 第2条 (現行どおり) 1. ～12. (現行どおり) 13. 自動車、自動二輪車並びに電気自転車及びそれらの用品の販売、修理、<u>再生加工及びレンタル</u> 14. ～38. (現行どおり) 第4章 取締役及び取締役会 (取締役の責任免除) 第30条 (現行どおり) 2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限定額は、法令が定める<u>最低責任限度額</u>とする。 第5章 監査役及び監査役会 (監査役の責任免除) 第40条 (現行どおり) 2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限定額は、法令が定める最低責任限度額とする。</u>

第3号議案 取締役6名選任の件

取締役全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制強化のため1名増員し、社外取締役2名を含む取締役6名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	さかき ばら のぶ ひろ 榊 原 暢 宏 (昭和42年3月22日生)	平成元年4月 株式会社アクロス 入社 平成6年1月 有限会社ノア設立 取締役 平成9年2月 日本二輪車ロードサービス株式会社 (現当社)設立 代表取締役(現任) 平成16年4月 セコムウィン株式会社 取締役(現任) 平成16年6月 株式会社水の救急車 取締役 平成17年10月 株式会社ハウズドクター 取締役 平成20年11月 ジャパン少額短期保険株式会社 取締役(現任) 平成24年5月 株式会社アットワーキング 取締役 平成24年6月 At Working Singapore Pte.Ltd. Director(現任) 平成25年2月 株式会社バイノス 取締役 平成25年12月 ネット110番株式会社(現 株式会社プレコム ジャパン) 取締役(現任) 平成26年7月 株式会社バイノス 代表取締役 平成27年4月 株式会社プレコムジャパン 取締役 平成27年5月 株式会社水の救急車 代表取締役	12,242,100株
2	みや もと なる ひさ 宮 本 稔 久 (昭和47年2月17日生)	平成4年4月 株式会社日本システムエンジニアリング 入社 平成7年6月 電算総合研究所株式会社 入社 平成9年3月 当社 入社 平成9年12月 当社 取締役業務部長 平成18年4月 JBR Motorcycle株式会社(現 当社) 取締役 平成18年9月 株式会社水の救急車 取締役 平成26年11月 当社 取締役管理部長兼業務部長 平成27年7月 当社 取締役執行役員業務部長(現任)	269,200株

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 の 株 式 数
3	かさ い あつ し 笠 井 篤 史 (昭和53年 1 月25日生)	平成10年11月 株式会社HIT通商 入社 平成11年 4 月 当社 入社 平成21年12月 当社 営業部長 平成21年12月 当社 取締役 平成22年 1 月 株式会社ライフデポ 取締役(現任) 平成23年 4 月 JBR Leasing株式会社(現 当社) 取締役 平成23年 9 月 当社 取締役営業部管掌 平成26年 7 月 当社 取締役営業部長 平成27年 8 月 当社 取締役執行役員営業部長(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社ライフデポ 代表取締役	50,600株
4	う ざわ あ ゆみ 宇 澤 亜 弓 (昭和42年 6 月21日生)	平成 2 年10月 朝日新和会計社(現 有限責任あずさ監査法人) 入所 平成 6 年 8 月 公認会計士登録 平成 7 年 8 月 監査法人トーマツ(現 有限責任監査法人トーマツ) 入所 平成11年 4 月 警視庁 刑事部捜査二課(財務捜査官・警部) 平成16年11月 証券取引等監視委員会 事務局特別調査課(証券取引特別調査官) 平成20年 1 月 同委員会 主任証券取引特別調査官 平成21年 4 月 同委員会 開示特別調査統括官 平成23年 3 月 公認会計士宇澤事務所 開設、代表(現任) 平成23年 7 月 最高検察庁金融証券専門委員会 参与(現任) 公認不正検査士登録 平成24年 6 月 一般社団法人日本公認不正検査士協会 理事(現任) 平成25年 6 月 明治機械株式会社 社外取締役 平成26年12月 当社 社外取締役(現任) (重要な兼職の状況) 公認会計士宇澤事務所 代表 最高検察庁金融証券専門委員会 参与 一般社団法人日本公認不正検査士協会 理事	一株

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略 歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 の 株 式 数
5	くま がい ま き 熊 谷 真 喜 (昭和49年 2 月21日生)	平成12年 4 月 弁護士登録(第二東京弁護士会) 平成15年 5 月 外務省国際法局勤務 平成21年 5 月 いちごグループホールディングス株式会社 社 外取締役(現任) 平成21年 7 月 二重橋法律事務所 設立、パートナー弁護士(現 任) 平成24年 5 月 いちご不動産投資顧問株式会社 社外取締役 (現任) 平成25年 6 月 明治機械株式会社 社外取締役 平成26年12月 当社 社外取締役(現任) (重要な兼職の状況) いちごグループホールディングス株式会社 社外取締役 二重橋法律事務所 パートナー弁護士 いちご不動産投資顧問株式会社 社外取締役	一株
6	※ にい の しょう じ 新 野 将 司 (昭和50年 2 月28日生)	平成10年 4 月 株式会社ニチメン(現 双日株式会社) 入社 平成12年 8 月 株式会社アイシーピー 入社 平成12年10月 株式会社アルチェ 取締役 平成12年12月 株式会社ブライダルネット 取締役 平成13年12月 株式会社カカクコム 取締役 平成15年 6 月 株式会社アイシーピー 取締役 平成17年 4 月 株式会社バイクプロス 取締役 平成19年 4 月 JBR Motorcycle株式会社(現 当社) 取締役 平成20年 2 月 株式会社ネコ・プロスモーターサイクル(現 株 式会社バイクプロス) 代表取締役 平成20年 4 月 株式会社バイクプロス 代表取締役 平成23年 4 月 株式会社Medical CUBIC(現 株式会社プロト メディカルケア) 代表取締役(現任)	一株

(注) 1. ※印は、新任の取締役候補者であります。

2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

3. 宇澤亜弓氏及び熊谷真喜氏は、社外取締役候補者であります。

4. (1) 宇澤亜弓氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏が他の会社の社外取締役の経験があるほか公認会計士の資格を有し、会社の財務・会計に精通していること、また、公認不正検査士の資格を有し、証券取引等監視委員会主任証券取引特別調査官・開示特別調査統括官を歴任し、最高検察庁金融証券専門委員会参与の経験があり、企業不正の防止対策、コーポレート・ガバナンス、コンプ

ライアンスなどに精通していることから、当社の現状課題の対応に関し、適確な指導・助言を求めることができると判断したためであります。なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。

(2) 熊谷真喜氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏が他の会社の社外取締役の経験があるほか弁護士の資格を有し、企業法務に精通し豊富な経験と法律知識を有しており、コーポレート・ガバナンス、コンプライアンスなどに精通していることから、当社の現状課題の対応に関し、適確な指導・助言を求めることができると判断したためであります。なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。

5. (1) 宇澤亜弓氏は、現に当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。

(2) 熊谷真喜氏は、現に当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。

6. 当社は、宇澤亜弓氏及び熊谷真喜氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額となります。また、両氏の再任が承認された場合は、両氏との当該契約を継続する予定であります。

7. 当社は、宇澤亜弓氏及び熊谷真喜氏を株式会社東京証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、本議案が承認され、両氏が就任した場合、引き続き独立役員として両取引所に届け出る予定であります。

第4号議案 監査役2名選任の件

監査役渡邊俊雄氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査体制の強化、充実を図るため1名増員し、監査役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社の株式数
1	※ ま 柳 やなぎ げん 真 元 (昭和26年11月29日生)	昭和50年4月 旭硝子株式会社 入社 昭和60年7月 オプトレックス株式会社 出向 平成4年9月 THASCO Chemical CO.,Ltd.出向 Executive Director 平成9年4月 旭硝子株式会社 仙台支店 事務部長 平成12年3月 同社 監査室主幹 平成14年5月 公認内部監査人登録 平成18年3月 公認不正検査士登録 平成24年4月 同社 監査室プロフェッショナル 平成24年4月 公認リスク管理監査人登録	一株
2	※ こ 菅 豊 清 小 菅 豊 清 (昭和30年11月14日生)	昭和53年4月 株式会社北陸銀行 入行 平成5年3月 株式会社ボスアンドアイ 入社 経営管理本部長 平成6年6月 株式会社ボスアンドアイ 取締役経営管理本部長 平成11年5月 株式会社JPSS 入社 管理本部長 平成12年6月 株式会社JPSS 取締役管理本部長 平成17年2月 株式会社秀英予備校 入社 中小事業本部・中部本部長 平成20年3月 株式会社秀英予備校 内部監査室部長	一株

- (注) 1. ※印は、新任の監査役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 真柳元氏及び小菅豊清氏は、社外監査役候補者であります。

4. (1) 真柳元氏を社外監査役候補者とした理由は、同氏が旭硝子株式会社において約40年にわたり経理実務及び内部監査実務に携わる等豊富な経験や実績を有し会社の財務・会計のみならずリスクマネジメントにも精通していること、また、公認内部監査士、公認不正検査士及び公認リスク管理監査人の資格を有し、不正会計に関する研究会や部会への参加を通じて得た幅広い知識と見識を有していることから、当社の現状課題の対応に関し、適確な指導・助言を求めることができると判断したためであります。なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。
- (2) 小菅豊清氏を社外監査役候補者とした理由は、同氏の金融機関における金融実務及び事業会社における管理経理実務の経験を有するほか、管理本部長及び内部監査室部長として豊富な経験や実績、幅広い知識と見識を有し、当社の社外監査役に相応しいと判断したためであります。
5. 当社は、真柳元氏及び小菅豊清氏が選任された場合は、両氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額となります。
6. 真柳元氏及び小菅豊清氏は、株式会社東京証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所の定めにに基づく独立役員の要件を満たしており、本議案が承認され、両氏が就任した場合、当社は、両氏を独立役員として両取引所に届け出る予定であります。

以 上

(提供書面)

事業報告

(自 平成26年10月1日)
(至 平成27年9月30日)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

当社グループでは、前連結会計年度において判明いたしました当時の当社連結子会社の不適正な売上計上の発覚を受け、第三者委員会及び内部調査委員会を設置し、客観的かつ徹底した全容解明を行いました。現在は当社が掲げた再発防止策に従い当社グループが一丸となって再発防止に取り組んでおります。本件に関しまして、株主の皆様にご迷惑とご心配をおかけしたことを深くお詫び申し上げます。

① 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における我が国経済は、企業収益や雇用情勢に改善傾向がみられたものの、国内生産活動の回復や個人消費の持ち直しは力強さに欠ける状況が続いており、先行きは不透明なまま推移いたしました。

このような状況の下、当社グループは「困っている人を助ける！」という経営理念に基づき、既存事業の強化と新たな成長基盤の確立に取り組んでまいりました。

当連結会計年度における当社グループの業績は、売上高は12,117,740千円（前連結会計年度比4.3%増）、営業利益は597,127千円（前連結会計年度比81.4%増）、経常利益は558,464千円（前連結会計年度比100.3%増）となりました。投資有価証券売却益80,112千円があったものの、簿価に比べて実質価値が著しく下落している株式に係る投資有価証券評価損125,765千円、JBR Leasing株式会社が所有していた複数の車両運搬具（賃貸用）を福島県内で除染事業を営む事業会社等に売却したことに伴う固定資産売却損157,277千円、当社の連結子会社であった株式会社バイノスの全株式を譲渡し、連結の範囲から除外したことに伴う事業再編損110,619千円の計上により、当期純損失は176,140千円（前連結会計年度は当期純利益31,237千円）となりました。

当連結会計年度における主な作業件数はガラス関連サービス18千件、水まわり関連サービス46千件、カギの交換関連サービス62千件、パソコン関連サービス15千件であります。

各セグメントの業績は、次のとおりであります。

〈コールセンター事業〉

コールセンター事業におきましては、パソコン部門での1件当たりの受注単価は伸びているものの、Web広告における競合の乱立により受注件数が減少し、苦戦を強いられましたが、主力サービスのカギ部門や害虫駆除部門が好調に推移したことにより、コールセンター事業全体の売上高は順調に推移しました。

当連結会計年度における当事業の売上高は、カギ部門の売上高が431,456千円（前連結会計年度比6.4%増）、パソコン部門の売上高が67,894千円（前連結会計年度比9.5%減）、害虫駆除部門の売上高が47,510千円（前連結会計年度比12.8%増）となりました。

この結果、当連結会計年度における当事業の売上高は668,514千円（前連結会計年度比2.8%増）となり、営業利益は176,417千円（前連結会計年度比13.4%増）となりました。

〈会員事業〉

会員事業におきましては、提携企業の賃貸及び分譲住宅入居者向け「安心入居サポート」会員、全国大学生生活協同組合連合会の「学生生活110番」及び家電・住宅設備機器のメーカー保証期間終了後をサポートする「あんしん修理サポート」会員の販売が拡大し、入会会員数を順調に伸長しました。また、インターネット回線の取次サービスも順調に推移しました。

当連結会計年度における当事業の売上高は、「安心入居サポート」会員の売上高が2,917,367千円（前連結会計年度比12.2%増）、「ライフデポ」各種会員の売上高が434,284千円（前連結会計年度比17.3%減）、「学生生活110番」会員の売上高が288,011千円（前連結会計年度比18.1%増）、「あんしん修理サポート」会員の売上高が241,148千円（前連結会計年度比54.7%増）及びインターネット回線取次事業の売上高が485,043千円（前連結会計年度比80.6%増）となりました。

この結果、当連結会計年度における当事業の売上高は、4,582,871千円（前連結会計年度比16.2%増）となり、各種会員の売上高の増加が大きく貢献したものの、会員増加に伴う出動費等の増加の影響により、営業利益は815,695千円（前連結会計年度比1.9%増）となりました。また、生活会員の有効会員数は1,889千人（入会・更新・継続を含む）となりました。

〈企業提携事業〉

水の救急車事業におきましては、水まわりの緊急駆けつけサービスの作業件数が増加したことにより、順調に推移しました。

ガラスの救急車事業におきましては、ガラスの緊急割れ換えの作業件数が減少したことにより、低調に推移しました。

顧客企業のコールセンターと作業出動をワンストップで提供しているコールセンター受託事業におきましては、コールセンター受託企業数が引き続き順調に増加し244社（前年同期受託企

業数228社）となり、売上高も受託企業数を反映して順調に推移しました。

当連結会計年度における当事業の売上高は、水の救急車事業の売上高が1,837,599千円（前連結会計年度比1.4%増）、ガラスの救急車事業の売上高が564,839千円（前連結会計年度比9.0%減）、セコムウィン事業の売上高が72,365千円（前連結会計年度比0.0%増）、コールセンター受託事業の売上高が747,951千円（前連結会計年度比13.4%増）となりました。

この結果、企業提携事業全体の売上高は3,222,756千円（前連結会計年度比1.8%増）となり、営業利益は333,491千円（前連結会計年度比4.9%増）となりました。

〈加盟店事業〉

加盟店事業におきましては、加盟店等への売上高が143,957千円（前連結会計年度比0.9%減）となり、更に生活救急車全般のプロモーションに関連する広告宣伝費を当セグメントで負担していることにより、営業損失は318,742千円（前連結会計年度は営業損失322,452千円）となりました。なお、加盟店は503拠点、協力店は1,444拠点となりました。

〈少額短期保険事業〉

少額短期保険事業におきましては、賃貸住宅の家財を補償する「新すまいRoom保険」や自転車の万一の事故に備える「ちゃりぽ」等が順調に伸長したことにより、当連結会計年度における当事業の売上高は2,528,391千円（前連結会計年度比23.3%増）となり、営業利益は138,741千円（前連結会計年度比5.8%増）となりました。

〈自動車賃貸事業〉

自動車賃貸事業におきましては、株式会社バイノスが実施する除染事業の縮小により、当連結会計年度における当事業の売上高は268,281千円（前連結会計年度比57.1%減）となり、営業損失は134,150千円（前連結会計年度は営業利益99,542千円）となりました。

〈環境メンテナンス事業〉

環境メンテナンス事業におきましては、株式会社バイノスが実施する除染事業の縮小により、売上高は858,035千円（前連結会計年度比41.3%減）となり、営業損失は106,751千円（前連結会計年度は営業損失546,432千円）となりました。

〈その他の事業〉

その他の事業におきましては、株式会社アットワーキングの全株式を譲渡し、連結の範囲から除外したことに伴い、売上高は197,842千円（前連結会計年度比50.6%減）となり、営業利益は24,094千円（前連結会計年度比46.3%減）となりました。

事業区分別の売上高は以下のとおりです。

(単位：千円)

事業区分	第 18 期 (平成26年 9 月期)	第 19 期 (平成27年 9 月期) (当連結会計年度)	増減比
	売上高	売上高	
コールセンター事業	650,161	668,514	2.8%
会員事業	3,942,462	4,582,871	16.2%
企業提携事業	3,165,387	3,222,756	1.8%
加盟店事業	145,243	143,957	△0.9%
少額短期保険事業	2,051,242	2,528,391	23.3%
自動車賃貸事業	625,276	268,281	△57.1%
環境メンテナンス事業	1,462,748	858,035	△41.3%
その他の事業	400,474	197,842	△50.6%
小計	12,442,998	12,470,650	0.2%
セグメント間消去	△821,045	△352,910	△57.0%
合計	11,621,952	12,117,740	4.3%

② 設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしました設備投資の総額は486,516千円で、その主なものは次のとおりであります。

車両運搬具 賃貸事業用車両 203,329千円

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

- a. 当社は、平成27年3月にジャパンロックレスキューサービス株式会社の株式を一部譲渡いたしました。その結果、同社は当社の関連会社ではなくなりました。
- b. 当社は、平成27年3月に株式会社BACの株式を一部譲渡いたしました。その結果、同社は当社の関連会社ではなくなりました。
- c. 当社は、平成27年3月にSLS株式会社の株式を全部譲渡いたしました。その結果、同社は当社の関連会社ではなくなりました。
- d. 当社は、平成27年4月に株式会社水の救急車の株式を追加取得いたしました（取得価額33,923千円）。その結果、同社は当社の完全子会社となりました。
- e. 当社は、平成27年4月に株式会社プレコムジャパンの株式を取得いたしました（取得価額225,716千円）。その結果、同社は当社の連結子会社となりました。
- f. 当社は、平成27年4月に株式会社アットワーキングの株式を全部譲渡いたしました。その結果、同社は当社の連結子会社ではなくなりました。
- g. 当社は、平成27年8月に株式会社バイノスの株式を全部譲渡いたしました。その結果、同社は当社の連結子会社ではなくなりました。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	第 16 期 (平成24年 9 月期)	第 17 期 (平成25年 9 月期)	第 18 期 (平成26年 9 月期)	第 19 期 (平成27年 9 月期) (当連結会計年度)
売 上 高 (千円)	7,438,197	10,405,367 【10,673,216】	11,621,952	12,117,740
営 業 利 益 (千円)	607,294	189,578 【737,622】	329,252	597,127
経 常 利 益 (千円)	544,984	141,936 【689,980】	278,857	558,464
当期純利益又は 当期純損失(△) (千円)	259,352	△486,252 【382,086】	31,237	△176,140
1 株当たり当期純利益 又は当期純損失(△)	8円14銭	△16円45銭 【12円92銭】	0円94銭	△5円12銭
総 資 産 (千円)	9,640,048	11,767,138 【12,422,959】	13,278,187	11,930,652
純 資 産 (千円)	2,860,075	1,968,349 【2,897,025】	5,595,404	5,404,780

- (注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
2. 過年度決算において当社連結子会社による不適正な売上計上処理が判明したため、第17期の財産及び損益の状況については、訂正後の数値を記載しております。なお、上記【】内の数値は、訂正前の数値であります。
3. 平成25年10月1日付で株式1株につき5株、平成26年4月1日付で株式1株につき100株の株式分割を行いました。第16期の期首時点に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益又は当期純損失を算定しております。

② 当社の財産及び損益の状況の推移

区 分	第 16 期 (平成24年 9 月期)	第 17 期 (平成25年 9 月期)	第 18 期 (平成26年 9 月期)	第 19 期 (平成27年 9 月期) (当期)
売 上 高(千円)	5,797,967	6,498,628	7,274,880	7,890,389
営 業 利 益(千円)	457,757	571,234	587,867	619,578
経 常 利 益(千円)	493,433	217,484 【759,722】	202,246	510,121
当期純利益又は 当期純損失(△)(千円)	269,672	△541,373 【410,863】	21,195	32,413
1 株当たり当期純利益 又は当期純損失(△)	8円42銭	△18円21銭 【13円82銭】	0円63銭	0円94銭
総 資 産(千円)	7,390,249	9,342,395 【10,294,633】	10,770,815	9,947,759
純 資 産(千円)	1,956,764	986,550 【1,938,788】	4,573,451	4,674,937

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 過年度決算において当社連結子会社による不適正な売上計上処理が判明したため、第17期の財産及び損益の状況については、訂正後の数値を記載しております。なお、上記【】内の数値は、訂正前の数値であります。

3. 平成25年10月1日付で株式1株につき5株、平成26年4月1日付で株式1株につき100株の株式分割を行いました。第16期の期首時点に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益又は当期純損失を算定しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
JBR Leasing 株式会社	98,000千円	100.00%	自動車賃貸事業
ジャパン少額短期保険株式会社	700,000千円	100.00%	少額短期保険事業
株式会社ライフデポ	78,800千円	85.03%	会員事業
株式会社水の救急車	75,000千円	100.00%	企業提携事業
At Working Singapore Pte. Ltd.	20,000千円	100.00%	医療機器事業
ネット110番株式会社	10,000千円	70.00%	会員事業
株式会社プレコムジャパン	10,000千円	70.00%	会員事業

- (注) 1. 当社は、平成27年4月に株式会社プレコムジャパンの株式を取得したことに伴い、重要な子会社に追加しております。
2. 当社は、平成27年4月に株式会社アットワーキングの全株式を譲渡したことに伴い、重要な子会社から除外いたしました。
3. 当社は、平成27年8月に株式会社バイノスの全株式を譲渡したことに伴い、重要な子会社から除外いたしました。

(4) 対処すべき課題

前連結会計年度において判明いたしました当時の当社の連結子会社の不適正な売上計上の発覚を受け、当社は第三者委員会及び内部調査委員会を設置し、客観的かつ徹底した全容解明と再発防止策の検討を行いました。再発防止策の内容につきましては、当社が株式会社東京証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所に提出しました改善報告書に記載しておりますとおりでございますが、その概要は以下のとおりであります。

- ① 子会社の管理体制の見直し
- ② 適切な業務手順の確定及び運用
- ③ 新規事業に対する事前調査及び着手後のリスクコントロール制度の整備
- ④ 過剰な接待に依存する営業手法の禁止
- ⑤ 監査役会室の設置及び内部監査室の拡充
- ⑥ メールデータ管理体制の見直し
- ⑦ コンプライアンス意識の徹底
- ⑧ 当社取締役会の活性化
- ⑨ コーポレートガバナンスの強化
- ⑩ 経営者とのコミュニケーション機会増大と内部通報に準ずる通報を受けた場合における役職員の対応義務の明文化
- ⑪ 関連当事者確認書の見直しによる網羅性の担保
- ⑫ 取締役による関連当事者の申告漏れの防止
- ⑬ 管理部門における関連当事者の把握体制の確保

当社は、今後、二度と同様の事態を発生させないよう、再発防止策をグループ一丸となって確実に実行し、関係各位及び証券市場の信頼回復に向け鋭意努力する所存でございます。

その他の対処すべき課題としまして、当社グループは、生活総合サービスの市場で、今後も市場変化への対応力を強化し、お客様からの様々なお困りごとに、ご満足いただけるサービスを提供し“ありがとう”と言っていただけるビジネスを推進することで、更なる企業価値の向上を図ってまいります。重要とする課題は次のとおりであります。

- ・ サービス力の強化
- ・ 加盟店ネットワークの拡充
- ・ 新たな集客戦略
- ・ 「スーパーコールセンター」の拡大
- ・ 会員事業の拡大
- ・ 少額短期保険事業の拡大
- ・ 激甚災害等への対策

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容（平成27年9月30日現在）

事業区分	主 要 事 業
コールセンター事業	カギ、パソコン、害虫駆除、各種クリーニング等に関するコールセンター
会 員 事 業	「学生生活110番」会員、「安心入居サポート」会員、「ライフサポートパック」会員、インターネット回線取次サービス等
企業提携事業	ガラス、水まわり等の包括提携事業、法人向けコールセンター
加盟店事業	広告宣伝等のプロモーション業務による売上、カギのシリンダー等の販売
少額短期保険事業	少額短期保険事業
自動車賃貸事業	自動車賃貸事業
その他の事業	医療機器事業

(注) 平成27年8月に連結子会社であった株式会社バイノスの全株式を譲渡したことにより、連結の範囲から除外しております。その結果、当連結会計年度において、環境メンテナンス事業から撤退いたしました。

(6) 主要な営業所（平成27年9月30日現在）

① 当社

本 社	名古屋市中区
東 京 本 部	東京都千代田区
大 阪 本 部	大阪府吹田市
大 垣 コ ー ル セ ン タ ー	岐阜県大垣市

② 子会社

J B R L e a s i n g 株 式 会 社	名古屋市中区
ジャパン少額短期保険株式会社	東京都千代田区
株 式 会 社 ラ イ フ デ ポ	東京都千代田区
株 式 会 社 水 の 救 急 車	名古屋市中区
At Working Singapore Pte. Ltd.	シンガポール共和国
ネ ッ ト 1 1 0 番 株 式 会 社	名古屋市中区
株 式 会 社 プ レ コ ム ジ ャ パ ン	福岡市博多区

(7) 使用人の状況（平成27年9月30日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比 増減	平均年齢	平均勤続年数
158名	31名減	34.9歳	4 年 0ヶ月

(注) 上記使用人数には、使用人兼務取締役2名及びパートタイマー、アルバイト、派遣社員の期中平均雇用人員153名（1日8時間換算）は含んでおりません。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
124名	1名増	34.1歳	4 年 4ヶ月

(注) 上記使用人数には、使用人兼務取締役2名及びパートタイマー、アルバイト、派遣社員の期中平均雇用人員146名（1日8時間換算）は含んでおりません。

(8) 主要な借入先の状況（平成27年9月30日現在）

借 入 先	借 入 金 残 高
株 式 会 社 大 垣 共 立 銀 行	558,322 千円
株 式 会 社 広 島 銀 行	220,000 千円
株 式 会 社 り そ な 銀 行	216,850 千円
株 式 会 社 百 五 銀 行	143,237 千円
株 式 会 社 京 都 銀 行	100,010 千円
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	67,200 千円
株 式 会 社 愛 知 銀 行	63,930 千円
株 式 会 社 名 古 屋 銀 行	41,711 千円
株 式 会 社 第 三 銀 行	30,640 千円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式の状況（平成27年9月30日現在）

- | | |
|----------------|-----------------------------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 96,000,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 34,477,300株
(自己株式207,700株を除く。) |
| (3) 株主数 | 10,627名 |
| (4) 大株主（上位10名） | |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
榊 原 暢 宏	12,242,100 株	35.50 %
綿 引 一	500,000 株	1.45 %
日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信 託 銀 行 株 式 会 社 （ 信 託 口 ）	497,000 株	1.44 %
J B R 取 引 先 持 株 会	372,600 株	1.08 %
フ タ バ 株 式 会 社	330,000 株	0.95 %
大 倉 章 敬	302,000 株	0.87 %
BNY GCM CLIENT ACCOUNT J P R D A C I S G (F E - A C)	277,000 株	0.80 %
宮 本 稔 久	269,200 株	0.78 %
夢 の 街 創 造 委 員 会 株 式 会 社	244,200 株	0.70 %
日 本 ト ラ ス テ ィ ・ サ ー ビ ス 信 託 銀 行 株 式 会 社 （ 信 託 口 3 ）	238,800 株	0.69 %

(注) 1. 当社は、自己株式(207,700株)を保有しておりますが、上記大株主からは除いております。

2. 持株比率は、自己株式(207,700株)を控除して計算しております。

3. 持株比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等の状況

(1) 新株予約権等の状況（平成27年9月30日現在）

	平成17年12月27日 (第4回)
新株予約権の数（個）	784
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	392,000
新株予約権の発行価額	無償
新株予約権の行使価額	480円
権利行使期間	自平成19年12月29日 至平成29年12月28日

① 権利行使の条件

- a. 新株予約権の付与を受けた者（以下「新株予約権者」という）は、権利行使時においても、当社の株主、取締役、顧問、もしくは使用人の地位にあること、又は契約に基づいて当社の業務に協力する関係にあることを要します。
- b. 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がそれを行行使できるものとします。
- c. 前記a. 及びb. の定めは、新株予約権者が法人である場合においては適用しないものとします。
- d. 新株予約権の抵当・質入、その他の処分は認めません。
- e. この他の条件は、新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権付与契約」に定めるところによります。

② 当社役員の保有状況

		平成17年12月27日 (第4回)
取締役	新株予約権の数（個）	84
	新株予約権の目的となる株式の数（株）	42,000
	保有者数（人）	3

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4. 会社役員の状況

(1) 取締役及び監査役の状況（平成27年9月30日現在）

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役	榊 原 暢 宏	
取 締 役	宮 本 稔 久	執行役員業務部長
取 締 役	笠 井 篤 史	執行役員営業部長、株式会社ライフデポ代表取締役
取 締 役	宇 澤 亜 弓	公認会計士宇澤事務所代表、最高検察庁金融証券専門委員会参与、一般社団法人日本公認不正検査士協会理事
取 締 役	熊 谷 真 喜	いちごグループホールディングス株式会社社外取締役、二重橋法律事務所パートナー弁護士、いちご不動産投資顧問株式会社社外取締役
常 勤 監 査 役	吉 岡 徹 郎	
監 査 役	岩 村 豊 正	岩村公認会計士事務所所長、監査法人アンビシャス代表社員、株式会社ブロンコビリー社外監査役、株式会社スーパーアプリ社外監査役
監 査 役	渡 邊 俊 雄	シャイン行政書士事務所所長、ジャパン少額短期保険株式会社社外監査役、シャイン有限会社取締役社長、税理士法人ウィン・コンサルティング社員

- (注) 1. 取締役宇澤亜弓氏及び熊谷真喜氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。なお、当社は株式会社東京証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所に対して宇澤亜弓氏及び熊谷真喜氏を独立役員とする独立役員届出書を提出しております。
2. 監査役吉岡徹郎氏、岩村豊正氏及び渡邊俊雄氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。なお、当社は株式会社東京証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所に対して吉岡徹郎氏、岩村豊正氏及び渡邊俊雄氏を独立役員とする独立役員届出書を提出しております。
3. 監査役岩村豊正氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有する者であります。
4. 監査役渡邊俊雄氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有する者であります。
5. 取締役鈴木良夫氏は、平成26年12月25日開催の当社定時株主総会終結の時をもって、当社の取締役を任期満了により退任いたしました。
6. 監査役丹羽喜裕氏は、平成26年12月25日開催の当社定時株主総会終結の時をもって、当社の社外監査役を辞任いたしました。
7. 取締役竹内正行氏は、平成27年5月25日付で、当社の取締役を辞任いたしました。なお、当時の担当は加盟店サポート部長であり、株式会社水の救急車の代表取締役を兼職しておりました。
8. 監査役加藤洋一郎氏は、平成27年6月30日付で、当社の監査役を辞任いたしました。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	報 酬 等 の 額	摘 要
取 締 役	7 名	48,118千円	(うち社外 2 名 8,000千円)
監 査 役	5 名	14,331千円	(うち社外 4 名 6,150千円)
合 計	12名	62,449千円	(うち社外 6 名 14,150千円)

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、年額200,000千円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない）と決議いただいております（平成25年12月20日第17回定時株主総会決議）。
2. 監査役の報酬限度額は、年額40,000千円以内と決議いただいております（平成25年12月20日第17回定時株主総会決議）。
3. 上記のほか、使用人兼務取締役の使用人分給与を26,183千円支払っております。

(3) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の業務執行者としての兼職状況

- 取締役宇澤亜弓氏は、公認会計士宇澤事務所の代表を兼務しておりますが、当該兼務先と当社とは特別な関係はございません。
- 監査役岩村豊正氏は、岩村公認会計士事務所の所長及び監査法人アンビシャスの代表社員を兼務しておりますが、当該兼務先と当社とは特別な関係はございません。
- 監査役渡邊俊雄氏は、シャイン行政書士事務所の所長及びシャイン有限会社の取締役社長を兼務しておりますが、当該兼務先と当社とは特別な関係はございません。

② 他の法人等の社外役員としての兼任状況

- 取締役熊谷真喜氏は、いちごグループホールディングス株式会社及びいちご不動産投資顧問株式会社の社外取締役を兼務しておりますが、同社と当社とは特別な関係はございません。
- 監査役岩村豊正氏は、株式会社broncoビリー及び株式会社スーパーアプリの社外監査役を兼務しておりますが、同社と当社とは特別な関係はございません。
- 監査役渡邊俊雄氏は、ジャパン少額短期保険株式会社の社外監査役を兼務しており、同社は当社の連結子会社であります。

③ 当該事業年度における主な活動状況

氏 名	区 分	主 な 活 動 状 況
宇 澤 亜 弓	取 締 役	平成26年12月25日就任以降に開催された取締役会13回のすべてに出席し、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための助言、発言を行い、また、財務及び会計に関する事項についても必要な発言を適宜行っております。
熊 谷 真 喜	取 締 役	平成26年12月25日就任以降に開催された取締役会13回のすべてに出席し、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための助言・発言を行い、また、適法性に関しても弁護士の見地から必要な発言を適宜行っております。
吉 岡 徹 郎	監 査 役	平成26年12月25日就任以降に開催された取締役会13回のすべてに出席し、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための助言、発言を行い、また、財務及び会計に関する事項についても必要な発言を適宜行っております。 また、平成26年12月25日就任以降に開催された監査役会10回のすべてに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
岩 村 豊 正	監 査 役	当期開催の取締役会17回のすべてに出席し、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための助言、発言を行い、また、財務及び会計に関する事項についても必要な発言を適宜行っております。 また、当期開催の監査役会19回のすべてに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
渡 邊 俊 雄	監 査 役	当期開催の取締役会17回のすべてに出席し、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための助言、発言を行い、また、財務及び会計に関する事項についても必要な発言を適宜行っております。 また、当期開催の監査役会19回のすべてに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

④ 法令又は定款に違反する事実その他不当な業務の執行の予防のために行った行為及び発生後の対応

株式会社バイノスにおける不適正な売上計上については第三者委員会の報告書記載のとおりですが、その後に行われた証券取引等監視委員会開示検査課による開示検査の対応の過程において、当時当社の取締役管理部長であり株式会社バイノスの取締役であった者が株式会社バイノスにおける不適正な売上計上に関与していたことを疑わせる事実及び当社の監査体制及び監査対応にも問題があったことを窺わせる事実が確認され、その事実を受け設置された内部調査委員会の調査において判明いたしました。在任していた社外取締役である宇澤亜弓氏及び熊谷真喜氏、社外監査役である吉岡徹郎氏、岩村豊正氏及び渡邊俊雄氏は、判明までその事実を認識しておりませんでした。従前より取締役会等において、法令遵守の徹底を求め、注意喚起を行っておりました。また、判明後は内部統制の強化の要請及び再発防止を強く求めるとともに、再発防止策の実施状況の監視を行う等、その職責を果たしております。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定により、各社外取締役及び各社外監査役との間に、会社法第423条第1項の任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任の限定額は、法令の定める最低責任限度額であります。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

監査法人東海会計社

(注)当社の会計監査人であった有限責任監査法人トーマツは、平成26年12月25日開催の第18回定時株主総会の終結の時をもって任期満了により退任いたしました。

(2) 会計監査人の報酬等の額

	支 払 額	
会計監査人の名称	有限責任監査法人トーマツ	監査法人東海会計社
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	0円	45,360千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき 金銭その他の財産上の利益の合計額	1,962千円	54,756千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額等を区別しておらず、かつ、実質的にも区分できないことから、上記の当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 当社に対する会計監査人の対価を伴う非監査業務の内容

当社は、会計監査人であった有限責任監査法人トーマツに対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である監査法人交代に伴う手続業務を委託し対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(注)「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）が平成27年5月1日に施行されたことに伴い、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の決定機関を、取締役会から監査役会に変更しております。

6. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当社の業務並びに当社及び当社子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制

当社では、平成18年5月15日開催の取締役会において、会社法第362条第4項第6号に規定する体制の整備について決議し、その後の状況を鑑み、平成26年6月20日付で一部内容を修正しております。また、「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）及び「会社法施行規則の一部を改正する省令」（平成27年法務省令第6号）が平成27年5月1日に施行されたことに伴い、平成27年6月22日開催の取締役会において、内容を一部改定しております。なお、改定内容は、当社グループの業務の適正を確保するための体制及び監査に関する体制について当社グループの現状に即した見直し及び法令の改正に合わせて具体的かつ明確な表現へ変更したものであります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- a. 取締役会は、取締役会規程及び取締役会付議基準に従い、会社の業務執行の意思決定を行い、業務執行取締役及び執行役員から会社の業務執行状況の報告を受け、取締役の職務執行を監視・監督します。
- b. 当社の業務執行体制として、稟議規程、組織規程、職務権限規程及び業務分掌規程により、各主管部の職務権限を明確にし、指揮命令系統を明らかにするとともに、各主管部間の相互牽制を機能させます。
- c. 取締役会は、コンプライアンス全体の総責任者に代表取締役を任命し、代表取締役の強いリーダーシップの下、企業行動基準、コンプライアンス・ガイドライン、コンプライアンス・マニュアル及びコンプライアンス・プログラムに基づき、役職員に対し定期的かつ継続的にコンプライアンス教育・研修を行い、当社経営理念の精神及びその意味するところの意識付けを使用人に徹底することにより、コンプライアンスが当社企業活動の礎であることについて、使用人の理解を促します。また、役職員がコンプライアンスに違反する行為を行ったと認められる場合には、就業規則に基づき、当該役職員に対し、適正な処分を行う等、コンプライアンス体制の構築、整備及び管理にあたります。

- d. 取締役会は、これらのコンプライアンスの状況を把握し、改善を図るため、業務執行部門から独立した内部監査室を、取締役会の直轄機関として設け、内部監査室に内部監査規程及び内部監査計画に基づき、定期的に内部監査を実施させ、その結果を被監査部門にフィードバックさせるとともに、それを踏まえ、これらの体制を検証します。
- e. 監査役は、法令が定める権限を適正に行使するとともに、内部監査室及び会計監査人と連携を行い、監査役会規程、監査役規程、監査役監査基準及び監査計画に基づき、取締役及び執行役員の業務執行に関わる監査を行います。
- f. 取締役会は、コンプライアンス体制の充実及び強化を推進するため、使用人からコンプライアンス上疑義のある行為について通報相談を受け付ける通報窓口を外部弁護士に設け、コンプライアンス違反を未然に防止し、早期発見できるよう、内部通報制度を運営します。かかる制度では、匿名での通報を認めるとともに、通報者に対して不利益な取扱いをしないことを保証します。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- a. 取締役会は、株主総会、取締役会等の重要な会議の意思決定に係る記録や、取締役及び使用人が稟議規程等に基づき決裁を行った重要な文書について、適切に保存するため、文書管理規程を整備します。また、必要に応じて取締役、監査役及び会計監査人等が閲覧、謄写可能な状態で管理を行います。
- b. 取締役会は、これらの管理の総責任者に代表取締役を任命します。
- c. 監査役は、取締役及び使用人の職務執行に係る情報の作成、保存及び管理の状況について、監査を行います。
- d. 取締役会は、当社が持つ情報資産の安全性を確保し、当社の経営活動に有効かつ効率的な活用に資するため、情報セキュリティ管理基本規程を定めるとともに、取締役会は、情報セキュリティ管理の最高責任者に代表取締役を任命し、情報資産の適正な管理を行います。
- e. 取締役会は、これらの情報の保存及び管理に関する状況を把握し、改善を図るため、内部監査室に内部監査を実施させ、その報告を踏まえ、これらの体制を検証します。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- a. 当社のリスク管理体制の礎として、リスク管理規程を定め、同規程に基づきリスク管理委員会を設置するとともに、取締役会は、当社のリスク管理の総責任者に代表取締役を任命し、全社に関わる横断的リスクの総括的な管理を行います。
- b. 各主管部におけるリスク管理責任者は、それぞれが各主管部に整備するリスク管理体制の下、担当業務の内容を整理し、内在するリスクを把握、分析及び評価したうえで適切な対策を実施するとともに、かかるリスク管理状況を監督し、定期的に見直します。
- c. 重大性、緊急性若しくは不測の事態が発生、又はそのおそれがある場合には、リスク管理委員会は取締役会に対したちに報告するとともに、取締役会は遅滞なく対策本部を設置し、損害の拡大又は発生を防止する措置を講じます。
- d. 当社、子会社及び関連会社で構成される当社グループ各社（以下、「グループ各社」といいます。）はそれぞれに関わるリスクを発見した場合には、遅滞なく当社リスク管理委員会に報告をします。
- e. 取締役会は、これらの損失の危険の管理に関する状況を把握し、改善を図るため、内部監査室に内部監査を実施させ、その報告を踏まえ、これらの体制を検証します。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- a. 執行役員制度を導入し、取締役会の意思決定機能及び監督機能の強化を図り、その業務執行責任を明確化します。
- b. 取締役の職務執行を効率的に行うため、取締役会を毎月1回定時に開催するほか、適宜臨時に開催します。
- c. 取締役及び使用人の職務執行については、稟議規程、取締役会付議基準、組織規程、職務権限規程及び業務分掌規程を定め、その責任の所在及び執行手続を明確にし、取締役及び使用人は重要性に応じた意思決定を行います。
- d. 取締役会は、当社経営理念に基づき、将来の事業環境を見据えながら、中期経営計画及び年度経営計画を策定し、代表取締役及び執行役員は、その達成に向けて職務を遂行し、取締役会において、その実績を報告します。
- e. 取締役会は、取締役の職務の効率性に関する総責任者に代表取締役を任命し、年度経営計画に基づいた各主管部の目標に対し、職務執行が効率的に行われるように監督を行います。

- f. 取締役会は、これらの業務運営状況を把握し、改善を図るため、内部監査室に内部監査を実施させ、その報告を踏まえ、これらの体制を検証します。

⑤ 次に掲げる体制その他の当社及びそのグループ各社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- a. 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
- イ. 取締役会は、関係会社管理の総責任者に代表取締役を任命します。
 - ロ. 当社から主要なグループ各社に取締役を派遣します。
 - ハ. 子会社に役職員を派遣する場合には、派遣先の子会社における職責を明確にするとともに、子会社内及び当社と子会社との間において必要な報告・決裁が確実になされるような体制を構築します。
- ニ. 子会社において、当社取締役会の承認を必要とする事項については、当社から派遣している取締役から、随時、当社の管理部関係会社管理グループを通じて報告を受けます。
- b. 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- イ. 子会社のリスク管理体制の礎として、子会社の取締役会をして、子会社のリスク管理の責任者に子会社の取締役を任命させ、子会社の業務全般に関わる横断的リスクの総括的な管理を行わせます。
 - ロ. 子会社におけるリスク管理の責任者たる取締役には、各主管部の長たる責任者の協力のもと担当業務の内容を整理し、内在するリスクを把握、分析及び評価したうえで、適切な対策を実施させるとともに、かかるリスク管理状況を監督させ、定期的に見直させます。
 - ハ. 重大性、緊急性若しくは不測の事態が発生、又はそのおそれがある場合には、子会社のリスク管理の責任者たる取締役に、子会社の代表取締役をして、遅滞なく取締役会を招集及び開催させ、損害の拡大又は発生を防止する体制を整えとともに、遅滞なく当社に報告させます。
- ニ. 前ハにかかわらず、子会社の取締役は、業務執行に関わるリスクを発見した場合には、遅滞なく子会社の取締役会に報告を行い、派遣取締役を通じて当社に報告するものとします。
- c. 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- イ. 子会社の取締役の職務執行を効率的に行うため、子会社の取締役会を毎月1回定時に開催させるほか、適宜臨時に開催させます。

- ロ. 子会社の取締役の職務執行については、子会社において、稟議規程、取締役会付議基準、組織規程、職務権限規程及び業務分掌規程を定めさせ、その責任の所在及び執行手続を明確にさせます。
- ハ. 子会社の取締役会には、当社グループ経営理念に基づき、将来の事業環境を見据えながら、子会社の中期経営計画及び年度経営計画を策定させ、子会社の業務執行取締役には、その達成に向けて職務を遂行し、子会社の取締役会にてその実績を報告させるとともに、年1回、子会社の代表取締役をして、当社の取締役会にてその実績を報告させます。
- ニ. 子会社の取締役会には、取締役の職務の効率性に関する総責任者に子会社の業務執行取締役を任命させ、子会社の年度経営計画に基づいた各主管部の目標に対し、職務執行が効率的に行われるように監督を行わせます。
- d. 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - イ. 子会社の代表取締役が当社グループ経営理念の精神及びその意味するところの意識付けを子会社の使用人に徹底することにより、コンプライアンスが当社及び子会社の企業活動の礎であることについて、子会社の使用人の理解を促進します。
 - ロ. 子会社の業務執行体制として、子会社の稟議規程、組織規程、職務権限規程及び業務分掌規程により各主管部の職務権限を明確にさせ、指揮命令系統を明らかにするとともに主管部間の相互牽制を機能させます。
 - ハ. 子会社のコンプライアンス体制の充実、強化を推進するため、子会社には、当社の内部通報制度運用規程を準用させます。かかる規程に基づき、子会社においても、匿名での通報を認めるとともに、通報者に対して不利益な取扱いをしないことを保証します。
 - ニ. 子会社には、子会社の業務分掌規程に基づき、適正な業務執行を徹底させるとともに、問題が発生した場合には、子会社の就業規則に基づき、適正な処分を行わせます。
 - ホ. 当社内部監査室が内部監査規程及び内部監査計画に基づき、定期的に子会社の業務執行状況の監査を行い、その結果を被監査部門にフィードバックするとともに、当社の取締役会に報告します。

- e. その他の当社及びグループ各社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - イ. 当社の関係会社管理規程において、子会社における重要事項を当社の取締役会の付議事項とする旨定め、該当事項については子会社をして当社の取締役会に報告させます。
 - ロ. 業務分掌規程及び関係会社管理規程に基づき、グループ各社の経営管理及び内部統制の推進を行うため、当社の管理部内に関係会社管理グループを設置し関係会社管理グループにおいて、グループ各社への経営指導及び業務支援を行います。
 - ハ. グループ各社は当社との連携及び情報共有を保ちつつ、自社の規模、事業の性質、機関の設計、自社の企業風土その他会社の個性等を踏まえ、自立的に内部統制システムを整備することを基本とします。
- ニ. 主要なグループ各社については、当社監査役若しくは当社監査役会の直下組織である監査役会室より派遣された者を監査役に就任させ、又は当該各社の取締役及び監査役と連携し、当該各社の業務の適正を確保する体制を整備します。
- ホ. 主要なグループ各社に対して、当社内部監査室が定期的に内部監査を実施します。
- ヘ. 当社代表取締役は、グループ管理体制の強化及びグループ各社における問題把握と調整を行います。
- ト. 当社代表取締役は、グループ各社の代表取締役及び当社の役員で構成されるJBRグループ会議を定期的に開催し、適正なグループ経営を促進するとともに、コンプライアンス重視の経営を指導します。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役の職務を補助すべき使用人を必要に応じて置きます。その際の人員数、資格等は常勤監査役の判断にて決定します。

⑦ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- a. 監査役の職務を補助する使用人に対する指揮命令権限は、監査役の監査業務を補助する範囲内において、常勤監査役に帰属し、取締役及び使用人は指揮命令権限を有しません。
- b. 監査役の職務を補助する使用人の任命、解任、人事考課、異動及び賃金の改定等については、常勤監査役の同意を得たうえで決定します。

- c. 監査役の職務を補助する使用人は、監査役会に出席し、監査役より指示された業務の実施内容及び結果につき、報告を行います。

⑧ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- a. 当社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制
 - イ. 取締役及び使用人は、監査役の求めに応じて、遅滞なく業務執行状況の報告をします。
 - ロ. 取締役及び使用人は、当社に著しい損害を及ぼすおそれがある重要な事実を発見した場合、遅滞なく監査役に報告をします。
 - ハ. 監査役は、取締役会等の重要会議に出席し、取締役及び使用人から、重要事項の報告を受けるものとします。そのため、取締役及び使用人は、あらかじめ重要会議の日程を監査役に遅滞なく連絡し、出席の要請を行います。
- b. 子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制
 - イ. 当社監査役は、当社の監査役監査基準に基づき、子会社に対して事業の報告を求めます。
 - ロ. 子会社における他の会社の規程を準用する規程に基づき、子会社では、当社の内部通報制度運用規程を準用し、当社の内部通報制度を採用しております。子会社において、当該制度を利用して通報があった場合、かかる通報の概要について、子会社から当社の内部監査室長を通じて、当社の監査役に対して報告されます。

⑨ 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- a. 当社は、内部通報制度運用規程において、前号の報告をした者が内部通報制度を利用したり、内部通報制度運用規程に基づく調査において真実を述べたことを理由として、前号の者に対しいかなる不利益な取扱いも行ってはならないことを定めます。
- b. 当社は、前号の報告をした者が内部通報制度を利用したり、内部通報制度運用規程に基づく調査において真実を述べたことを理由として、前号の者の職場環境が悪化することのないように、適切な措置をとります。

- c. 前号の報告をした者に対して不利益な取扱いや嫌がらせ等を行った取締役及び使用人がいた場合には、前号の報告をした者は、内部通報の窓口である外部の弁護士を介して、当社の常勤監査役に対し、当該取締役及び使用人に対し適切かつ必要な措置を講じるよう請求することができ、これを受けた当該常勤監査役は、当該取締役及び使用人に対し適切かつ必要な措置を講ずるものとします。

⑩ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役規程その他の社内規程において、監査役は職務の執行について生ずる費用を会社に対し、請求することと定めます。また、当社は、監査役からの請求により、監査役に対しかかる費用を前払いすることと定めます。

⑪ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- a. 監査役は代表取締役と適时会合を持ち、監査上の重要課題等について意見交換を行います。
- b. 監査役は内部監査室と緊密な連携を保つとともに、必要に応じて内部監査部門に報告を求めます。
- c. 監査役は会計監査人と定期的に会合を持ち、意見及び情報の交換を行うとともに、必要に応じて会計監査人に報告を求めます。
- d. 監査役会は毎月1回以上開催します。
- e. 監査役は、監査の実施にあたり、必要と認める場合には、弁護士、公認会計士、弁理士その他の外部専門家を独自の判断で起用できます。

(2) 業務の適正を確保するための体制についての運用状況

当社の事業年度末日における本体制についての運用状況については、以下に記載のとおりです。

① コンプライアンスに関する取り組み

当社は、平成26年9月19日開催の取締役会において制定した「第19期 コンプライアンスプログラム」のもと、平成27年7月には当社の社外取締役である公認会計士・公認不正検査士の宇澤亜弓氏を講師として「上場会社におけるコンプライアンスとは何か」というテーマで、当社グループ全役職員向けのコンプライアンス・セミナーを開催するなど、役職員に対し定期的かつ継続的にコンプライアンス教育・研修を行っております。今後も平成27年9月24日の取締役会において制定した「第20期 コンプライアンスプログラム」に従い、定期的にコンプライアンスセミナーを開催することで、コンプライアンス意識の底上げを図り、コンプライアンス意識の浸透及び徹底を図ってまいります。

② 取締役の職務遂行の適正性及び効率性を可能ならしめる体制

取締役は「取締役会規程」に基づき、毎月1回定時取締役会を開催し、適宜臨時に開催しております。また、執行役員制度を導入し、取締役会の本来的機能である意思決定機能及び監督機能の強化を図り、業務執行責任を明確にした迅速な業務執行を行っております。

③ 監査役の監査に実効性を確保するための体制

監査役は「監査役会規程」に基づき、毎月1回監査役会を開催し、監査役規程、監査役監査基準及び監査計画に基づき、取締役及び執行役員の業務執行に関わる監査を行っております。また、監査役は、その職務を補助すべき使用人として監査役会室を置き、代表取締役やその他の取締役と監査上の重要課題について意見交換を行うとともに、内部監査室や会計監査人に対して報告を求めるなど、関係各所と緊密に連携しながら適切な監査を行っております。

④ 内部通報の実効性を高めるための体制

当社は、コンプライアンス体制の充実及び強化を図るため「内部通報制度運用規程」を定め、その通報窓口を外部の弁護士に設けておりますが、内部通報の窓口でない内部監査室長に直接、通報相談があった場合でも、通報相談を受けた内部監査室長は、内部通報制度運用規程に準じて適切に取り扱うよう定めております。また、「内部通報制度運用規程」では、匿名での通報を認めるとともに、通報者に対して不利益な取扱いを禁止するほか、万一取締役や従業員が通報者に対して不利益な取扱いを行った場合には、常勤監査役が当該取締役や従業員に対して、必要かつ適切な措置を講ずることとし、通報者の保護を図っております。

⑤ リスク管理に関する取り組み

当社は、「リスク管理規程」及び「リスク管理委員会規程」を定め、当社役員及び各主管部の長等を構成員とするリスク管理委員会（月１回開催）において、各主管部の長が構成員となっていることを活かし、業務上のリスクを中心に議論を行う一方、取締役会では、法務及び財務の専門家が構成員になっていることを活かし、法務リスク及び財務リスクを中心に議論を行っております。

また、取締役会で定めたリスク管理方針を受け策定したリスク管理計画に従ったリスク管理を行うことで、より効率的かつ実効性のあるリスク管理に努めるほか、事業報告や有価証券報告書に記載しております「対処すべき課題」についても継続的な議論を行っております。

⑥ 子会社管理体制の整備

当社は、子会社管理に関する規程として「関係会社管理規程」を定め、取締役を派遣する際の職責を明確にするとともに、子会社からの報告については当社の管理部関係会社管理グループを通じて行われるよう徹底しております。また、子会社においても当社同様のコンプライアンス体制を構築させるべくコンプライアンスに関する各種規程、内部通報制度運用規程を準用させております。「関係会社管理規程」に基づき子会社から事前承認事項についての事前承認を行ったり、また内部監査を実施するなど、当社グループにおける効率的なモニタリングを実施しております。

(注)本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連 結 貸 借 対 照 表

(平成27年9月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	8,778,658	流 動 負 債	3,538,580
現 金 及 び 預 金	6,934,216	買 掛 金	535,523
売 掛 金	743,636	1年内返済予定の長期借入金	583,385
有 価 証 券	100,000	リ ー ス 債 務	1,660
商 品 及 び 製 品	24,530	未 払 法 人 税 等	40,013
貯 蔵 品	2,741	賞 与 引 当 金	18,498
前 払 費 用	274,120	会 員 引 当 金	273,904
繰 延 税 金 資 産	163,464	支 払 備 金	27,534
そ の 他	547,687	責 任 準 備 金	460,677
貸 倒 引 当 金	△11,738	前 受 収 益	603,029
固 定 資 産	3,139,035	課 徴 金 引 当 金	165,090
有 形 固 定 資 産	218,430	そ の 他	829,262
建 物 及 び 構 築 物	80,533	固 定 負 債	2,987,291
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	1,398	長 期 借 入 金	858,515
工 具 、 器 具 及 び 備 品	126,131	リ ー ス 債 務	1,245
土 地	7,460	繰 延 税 金 負 債	73,235
リ ー ス 資 産	2,906	長 期 前 受 収 益	2,028,764
無 形 固 定 資 産	445,704	そ の 他	25,530
の れ ん	274,639	負 債 合 計	6,525,871
ソ フ ト ウ ェ ア	160,573	純 資 産 の 部	
そ の 他	10,491	株 主 資 本	5,114,580
投 資 そ の 他 の 資 産	2,474,900	資 本 金	779,643
投 資 有 価 証 券	1,440,698	資 本 剰 余 金	3,626,635
長 期 貸 付 金	1,393,133	利 益 剰 余 金	742,245
差 入 保 証 金	688,950	自 己 株 式	△33,944
そ の 他	519,457	その他の包括利益累計額	221,885
貸 倒 引 当 金	△1,567,338	その他有価証券評価差額金	221,885
繰 延 資 産	12,957	少 数 株 主 持 分	68,315
保険業法第113条繰延資産	12,957	純 資 産 合 計	5,404,780
資 産 合 計	11,930,652	負 債 純 資 産 合 計	11,930,652

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 損 益 計 算 書

(自 平成26年10月 1 日)
(至 平成27年 9 月30日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高	12,117,740	
売上費	7,835,534	
営業利益	4,282,205	
受補投持保そ	3,685,078	
営業外	597,127	
取	10,182	
取	17,395	
資分	36,594	
法	4,148	
解	8,382	
の	21,768	
費	15,960	
外		
支保貸そ	11,011	
保	32,860	
倒	100,800	
引	8,425	
常		
利		
別		
定		
資		
有		
約		
の		
損		
再		
証		
和		
当		
の		
純		
損		
失		
税		
法		
人		
税		
等		
調		
整		
前		
当		
期		
純		
損		
失		
税		
法		
人		
税		
等		
調		
整		
前		
当		
期		
純		
損		
失		
税		
法		
人		
税		
等		
調		
整		
前		
当		
期		
純		
損		
失		
税		
法		
人		
税		
等		
調		
整		
前		
当		
期		
純		
損		
失		
税		
法		
人		
税		
等		
調		
整		
前		
当		
期		
純		
損		
失		
税		
法		
人		
税		
等		
調		
整		
前		
当		
期		
純		
損		
失		
税		
法		
人		
税		
等		
調		
整		
前		
当		
期		
純		
損		
失		
税		
法		
人		
税		
等		
調		
整		
前		
当		
期		
純		
損		
失		
税		
法		
人		
税		
等		
調		
整		
前		
当		
期		
純		
損		
失		
税		
法		
人		
税		
等		
調		
整		
前		
当		
期		
純		
損		
失		
税		
法		
人		
税		
等		
調		
整		
前		
当		
期		
純		
損		
失		
税		
法		
人		
税		
等		
調		
整		
前		
当		
期		
純		
損		
失		
税		
法		
人		
税		
等		
調		
整		
前		
当		
期		
純		
損		
失		
税		
法		
人		
税		
等		
調		
整		
前		
当		
期		
純		
損		
失		
税		
法		
人		
税		
等		
調		
整		
前		
当		
期		
純		
損		
失		
税		
法		
人		
税		
等		
調		
整		
前		
当		
期		
純		
損		
失		
税		
法		
人		
税		
等		
調		
整		
前		
当		
期		
純		
損		
失		
税		
法		
人		
税		
等		
調		
整		
前		
当		
期		
純		
損		
失		
税		
法		
人		
税		
等		
調		
整		
前		
当		
期		
純		
損		
失		
税		
法		
人		
税		
等		
調		
整		
前		
当		
期		
純		
損		
失		
税		
法		
人		
税		
等		
調		
整		
前		
当		
期		
純		
損		
失		
税		
法		
人		
税		
等		
調		
整		
前		
当		
期		
純		
損		
失		
税		
法		
人		
税		
等		
調		
整		
前		
当		
期		
純		
損		
失		
税		
法		
人		
税		
等		
調		
整		
前		
当		
期		
純		
損		
失		
税		
法		
人		
税		
等		
調		
整		
前		
当		
期		
純		
損		
失		
税		
法		
人		
税		
等		
調		
整		
前		
当		
期		
純		
損		
失		
税		
法		
人		
税		
等		
調		
整		
前		
当		
期		
純		
損		
失		
税		
法		
人		
税		
等		
調		
整		
前		
当		
期		
純		
損		
失		
税		
法		
人		
税		
等		
調		
整		
前		
当		
期		
純		
損		
失		
税		
法		
人		
税		
等		
調		
整		
前		
当		
期		
純		
損		
失		
税		
法		
人		
税		
等		
調		
整		
前		
当		
期		
純		
損		
失		
税		
法		
人		
税		
等		
調		
整		
前		
当		
期		
純		
損		
失		
税		
法		
人		
税		
等		
調		
整		
前		
当		
期		
純		
損		
失		
税		
法		
人		
税		
等		
調		
整		
前		
当		
期		
純		
損		
失		
税		
法		
人		
税		
等		
調		
整		
前		
当		
期		
純		
損		
失		
税		
法		
人		
税		
等		
調		
整		
前		
当		
期		
純		
損		
失		
税		
法		
人		
税		
等		
調		
整		
前		
当		
期		
純		
損		
失		
税		
法		
人		
税		
等		
調		
整		
前		
当		
期		
純		
損		
失		
税		
法		
人		
税		
等		
調		
整		
前		
当		
期		
純		
損		
失		
税		
法		
人		
税		
等		
調		
整		
前		
当		
期		
純		
損		
失		
税		
法		
人		
税		
等		
調		
整		
前		
当		
期		
純		
損		
失		
税		
法		
人		
税		
等		
調		
整		
前		
当		
期		
純		
損		
失		
税		
法		
人		
税		
等		
調		
整		
前		
当		
期		
純		
損		
失		
税		
法		
人		
税		
等		
調		
整		
前		
当		

連結株主資本等変動計算書

（自 平成26年10月1日
至 平成27年9月30日）

（単位：千円）

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	779,643	3,630,612	1,020,362	△53,057	5,377,561
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△103,431		△103,431
当 期 純 損 失			△176,140		△176,140
持分法の適用範囲の変動		△3,976	1,455	19,112	16,591
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	—	△3,976	△278,116	19,112	△262,980
当 期 末 残 高	779,643	3,626,635	742,245	△33,944	5,114,580

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額		少 数 株 主 持 分	純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当 期 首 残 高	49,152	49,152	168,690	5,595,404
連結会計年度中の変動額				
剰 余 金 の 配 当				△103,431
当 期 純 損 失				△176,140
持分法の適用範囲の変動				16,591
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額（純額）	172,732	172,732	△100,375	72,357
連結会計年度中の変動額合計	172,732	172,732	△100,375	△190,623
当 期 末 残 高	221,885	221,885	68,315	5,404,780

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数及び連結子会社の名称

連結子会社の数	7社
連結子会社の名称	JBR Leasing株式会社 ジャパン少額短期保険株式会社 株式会社ライフデポ 株式会社水の救急車 At Working Singapore Pte.Ltd. ネット110番株式会社 株式会社プレコムジャパン

株式会社プレコムジャパンは、平成27年4月に株式を取得したことにより、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

なお、平成27年4月に、当社が保有する株式会社アットワーキングの全株式を譲渡したため、同社を当連結会計年度より連結の範囲から除外しました。

また、平成27年8月に、当社が保有する株式会社バイノスの全株式を譲渡したため、同社を当連結会計年度より連結の範囲から除外しました。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法適用の関連会社の数 1社

関連会社の名称 セコムウィン株式会社

前連結会計年度に持分法適用会社であったジャパンロックレスキューサービス株式会社は、平成27年3月に株式を譲渡したため、持分法適用の範囲から除外しております。

なお、前連結会計年度に持分法適用会社であった株式会社BACは、平成27年3月に株式を譲渡したため、持分法適用の範囲から除外しております。

また、前連結会計年度に持分法適用会社であったSLS株式会社は、平成27年3月に株式を譲渡したため、持分法適用の範囲から除外しております。

② 持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、各社の事業年度に係る計算書類を使用しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、ジャパン少額短期保険株式会社の決算日は3月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。

(4) 会計処理基準に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

a. 有価証券

その他有価証券

・時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法によっております。（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

・時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

b. たな卸資産

・商品及び製品

先入先出法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

・貯蔵品

先入先出法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

② 固定資産の減価償却の方法

a. 有形固定資産

（リース資産を除く）

定率法（ただし、建物（附属設備を除く。）及び賃貸用車両運搬具は定額法）によっております。

なお、取得価額が10万円以上20万円未満の資産につきましては、3年均等償却しております。

主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 6年～24年

機械装置及び運搬具 2年～9年

工具、器具及び備品 2年～20年

b. 無形固定資産

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

c. リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 引当金の計上基準

a. 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

b. 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき当連結会計年度負担額に見合う額を計上しております。

c. 会員引当金

生活会員からの申込により作業を加盟店に対して依頼した場合、当社は加盟店に対して作業に係る外注費を支払っております。

当該外注費の支払に備えるため、過去の発生実績率により見込額を計上しております。

d. 課徴金引当金

金融商品取引法の規定に基づく課徴金納付命令を受け、金融庁が通知した納付すべき課徴金の額を計上しております。

④ 消費税等の会計処理

税抜方式を採用しております。

⑤ 繰延資産の処理方法

保険業法第113条繰延資産

保険業法第113条繰延資産の償却は、保険業を営む連結子会社の定款の規定に基づいて行っております。

⑥ のれんの償却に関する事項

のれんの償却については、5年間の定額法により行っております。

2. 追加情報

(法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正)

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第9号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第2号）が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以降に開始する連結会計年度から法人税率等が変更されることとなりました。

これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用される法定実効税率は、従来の35.4%から平成27年10月1日以降に開始する連結会計年度より32.8%に、また、平成28年10月1日以降に開始する連結会計年度より32.1%に変更しております。

その結果、繰延税金資産が14,222千円、繰延税金負債が7,561千円それぞれ減少し、法人税等調整額（借方）が14,588千円、その他有価証券評価差額金が7,989千円それぞれ増加しております。

3. 表示方法の変更に関する注記

(連結貸借対照表)

前連結会計年度において投資その他の資産の「その他」に含めていた「長期貸付金」は重要性が増加したため、当連結会計年度より区分掲記することとしました。なお、前連結会計年度の投資その他の資産の「その他」に含まれる「長期貸付金」は1,350千円であります。

前連結会計年度において流動負債の「その他」に含めていた「前受収益」は重要性が増加したため、当連結会計年度より区分掲記することとしました。なお、前連結会計年度の流動負債の「その他」に含まれる「前受収益」は460,586千円であります。

4. 連結貸借対照表に関する注記

減価償却累計額	有形固定資産	191,679千円
---------	--------	-----------

5. 連結損益計算書に関する注記

(訴訟和解金)

訴訟和解金は、株式会社トーカイから提起を受け、係争中でありました損害賠償請求訴訟の和解金等であります。

6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数	普通株式	34,685,000株
------------------	------	-------------

(2) 配当に関する事項

① 配当金の支払

決 議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基 準 日	効力発生日
平成26年12月25日 定時株主総会	普通株式	68,954千円	2円	平成26年9月30日	平成26年12月26日
平成27年5月14日 取締役会	普通株式	34,477千円	1円	平成27年3月31日	平成27年6月16日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議（予定）	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり配当額	基準日	効力発生日（予定）
平成27年12月22日 定時株主総会	普通株式	68,954千円	利益剰余金	2円	平成27年9月30日	平成27年12月24日

(3) 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 392,000株

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については、短期的な預金等に限定し、投機的な取引は行わない方針であります。また、資金調達については、経営計画と照らして必要に応じて資金を銀行借入等により調達することとしております。デリバティブ取引は、利用しておりません。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

有価証券は譲渡性預金であり、リスクは僅少であります。

投資有価証券は、主に当社グループと業務上の関係を有する企業の株式であり、発行体の財務状況や市場価格の変動リスク等に晒されております。

長期貸付金は、取引先企業に対する貸付金であり、貸付先の信用リスクに晒されております。

差入保証金は、会員事業に係る保証金あるいは賃借不動産の保証金であり、取引先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが1ヶ月以内の支払期日であります。未払法人税等につきましても、3ヶ月以内に納付期限が到来します。

借入金は、主に運転資金の資金調達を目的としたものであります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

a. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、営業債権、貸付金及び差入保証金について、各部門における担当者が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

連結子会社においても、当社と同様の管理を実施しております。

b. 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

借入金については、担当部門における責任者が支払金利の変動を定期的にモニタリングし、金利変動リスクの早期把握を図っております。

連結子会社においても、当社と同様の管理を実施しております。

c. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

連結子会社においても、当社と同様の管理を実施しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成27年9月30日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2．参照）。

	連結貸借対照表 計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
① 現金及び預金	6,934,216	6,934,216	—
② 売掛金	743,636		
貸倒引当金（※1）	△7,137		
	736,498	736,498	—
③ 有価証券	100,000	100,000	—
④ 投資有価証券	1,157,544	1,157,544	—
⑤ 長期貸付金	1,393,133		
貸倒引当金（※1）	△1,357,513		
	35,620	35,620	—
⑥ 差入保証金	111,344	110,972	△372
資産計	9,075,224	9,074,851	△372
① 買掛金	535,523	535,523	—
② 未払法人税等	40,013	40,013	—
③ 長期借入金（※2）	1,441,900	1,447,637	5,737
負債計	2,017,436	2,023,174	5,737

（※1）売掛金、長期貸付金に対応する貸倒引当金を控除しております。

（※2）長期借入金には、1年内返済予定の長期借入金583,385千円（連結貸借対照表計上額）が含まれております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資 産

① 現金及び預金、② 売掛金、③ 有価証券

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

④ 投資有価証券

これらの時価について、株式等は取引所の価格によっており、債券は取引金融機関等から提示された価格によっております。

⑤ 長期貸付金

時価については、財務内容等を勘案し、個別に引当金の計上を行っているため、貸倒見積高を控除した金額をもって時価としております。

⑥ 差入保証金

差入保証金の時価については、契約期間及び契約更新等を勘案し、その将来キャッシュ・フローを国債の利率により割り引いて算定する方法によっております。

負 債

① 買掛金、② 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

③ 長期借入金

長期借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映していることから、時価は帳簿価額に近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値により算定しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区 分	連結貸借対照表計上額（千円）
非上場株式（※1）	283,154
差入保証金（※2）	577,605

（※1）これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「資産④ 投資有価証券」には含めておりません。

（※2）返済期限が確定していない差入保証金は、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「資産⑥ 差入保証金」には含めておりません。

8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	154円 78銭
(2) 1株当たり当期純損失	△5円 12銭

9. 重要な後発事象に関する注記 (共通支配下の取引等)

1. 連結子会社間の合併

ともに当社の連結子会社であるネット110番株式会社と株式会社プレコムジャパンは、平成27年8月24日付で、ネット110番株式会社を吸収合併存続会社、株式会社プレコムジャパンを吸収合併消滅会社とする吸収合併契約を締結し、平成27年10月1日付で合併しました。また、これに併せ、ネット110番株式会社は、株式会社プレコムジャパンに商号変更しております。

本合併の概要等は、以下のとおりであります。

(1) 企業結合の概要

① 結合当事企業の名称及びその事業の内容等（平成27年9月30日現在）

（吸収合併存続会社）

名称：ネット110番株式会社、資本金：10百万円、事業の内容：インターネット回線取次事業

（吸収合併消滅会社）

名称：株式会社プレコムジャパン、資本金：10百万円、事業の内容：インターネット回線取次事業

② 企業結合日

平成27年10月1日

③ 企業結合の法的形式

ネット110番株式会社（当社の連結子会社）を存続会社とする吸収合併方式で、株式会社プレコムジャパン（当社の連結子会社）は解散しました。

④ 結合後企業の名称

株式会社プレコムジャパン

(注) ネット110番株式会社は、平成27年10月1日付で上記名称に変更しました。

⑤ その他取引の概要に関する事項

当社は、平成25年12月にネット110番株式会社の株式を取得し、当社の連結子会社とした後、平成27年4月に株式会社プレコムジャパンの株式を取得し、当社の連結子会社としました。インターネット回線の取次事業を展開している当社連結子会社2社を合併し、吸収合併存続会社が通信キャリア等との手数料交渉を有利に進めることにより、インターネット回線の取次事業の業界内における当社グループの優位性を高め、収益力の向上を図るためのものであります。

また、両社の経理業務等を一本化することで、子会社における業務の効率化を図るとともに、当社が平成27年6月22日に提出した改善報告書の訂正版における「子会社の管理体制の見直し」においても記載したとおり、必ずしも2つの子会社として並存させる必要がない子会社を整理し、企業価値向上のために必要不可欠な子会社に当社の人的リソースを集中して投入することで、子会社の管理体制の強化に繋がるものと考えております。

(2) 実施する会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成25年9月13日）に基づき、共通支配下の取引として会計処理を実施します。

2. 連結子会社（JBR Leasing株式会社）の吸収合併

当社は、平成27年8月24日開催取締役会の決議に基づき、平成27年10月1日を効力発生日として、当社の連結子会社であるJBR Leasing株式会社を吸収合併しました。

(1) 企業結合の概要

① 結合当事企業の名称及びその事業の内容等（平成27年9月30日現在）

結合当事企業の名称：JBR Leasing株式会社

事業の内容：自動車賃貸事業

総資産：727百万円、負債：431百万円、純資産：295百万円

② 企業結合日

平成27年10月1日

③ 企業結合の法的形式

当社を吸収合併存続会社とし、JBR Leasing株式会社を吸収合併消滅会社とする吸収合併であります。

(注) 本合併は、当社においては会社法第796条第2項に規定する簡易合併であり、JBR Leasing株式会社においては会社法第784条第1項に規定する略式合併であるため、それぞれ株主総会の承認決議を経ずに行いました。

④ 結合後企業の名称

ジャパンベストレスキューシステム株式会社

⑤ その他取引の概要に関する事項

今回、JBR Leasing株式会社を当社に吸収合併することで、JBR Leasing株式会社の経理業務等を親会社である当社に一本化し、当社グループにおける業務の効率化を図るとともに、当社が平成27年6月22日に提出した改善報告書の訂正版における「子会社の管理体制の見直し」においても記載したとおり、必ずしも子会社として存続させる必要がない子会社を整理し、企業価値向上のために必要不可欠な子会社に当社の人的リソースを集中して投入することで、子会社の管理体制の強化に繋がるものと判断しました。

(2) 実施する会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成25年9月13日）に基づき、共通支配下の取引として会計処理を実施します。

3. 連結子会社（株式会社水の救急車）の吸収合併

当社は、平成27年8月24日開催取締役会の決議に基づき、平成27年10月1日を効力発生日として、当社の連結子会社である株式会社水の救急車を吸収合併しました。

(1) 企業結合の概要

① 結合当事企業の名称及びその事業の内容等（平成27年9月30日現在）

結合当事企業の名称：株式会社水の救急車

事業の内容：水まわりの部材の仕入・販売業

総資産：333百万円、負債：131百万円、純資産：201百万円

② 企業結合日

平成27年10月1日

③ 企業結合の法的形式

当社を吸収合併存続会社とし、株式会社水の救急車を吸収合併消滅会社とする吸収合併であります。

(注) 本合併は、当社においては会社法第796条第2項に規定する簡易合併であり、株式会社水の救急車においては会社法第784条第1項に規定する略式合併であるため、それぞれ株主総会の承認決議を経ずに行いました。

④ 結合後企業の名称

ジャパンベストレスキューシステム株式会社

⑤ その他取引の概要に関する事項

今回、株式会社水の救急車を当社に吸収合併することで、株式会社水の救急車の経理業務等を親会社である当社に一本化し、当社グループにおける業務の効率化を図るとともに、当社が平成27年6月22日に提出した改善報告書の訂正版における「子会社の管理体制の見直し」においても記載したとおり、必ずしも子会社として存続させる必要がない子会社を整理し、企業価値向上のために必要不可欠な子会社に当社の人的リソースを集中して投入することで、子会社の管理体制の強化に繋がるものと判断しました。

(2) 実施する会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成25年9月13日）に基づき、共通支配下の取引として会計処理を実施します。

10. その他の注記

(訴訟の提起)

当社の連結子会社であるJBR Leasing株式会社と共同で行った自動車賃貸事業により多大な損失を被ったとして、平成27年5月20日付で株式会社EHS破産管財人弁護士川上明彦氏から100,000千円の損害賠償請求訴訟の提起を受け、提出日現在係争中であります。

当社としては、対応に過失はないものと判断しており、訴訟の中で正当性を主張していく方針であります。

なお、平成27年10月1日を効力発生日として、当社を存続会社とし、JBR Leasing株式会社を消滅会社とする吸収合併により、当社が上記訴訟における被告としての地位を承継しております。

貸借対照表

(平成27年9月30日現在)

(単位:千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	6,005,317	流 動 負 債	2,427,495
現金及び預金	4,691,972	買掛金	418,313
売掛金	655,152	1年内返済予定の長期借入金	350,177
商貯蔵品	24,530	リース債務	1,660
前払費用	877	未払金	225,492
繰延税金資産	53,195	未払消費税等	34,438
未収入金	272,631	前受金	48,145
立替金	92,689	前受り金	124,514
未収法人税等	51,342	前受り収益	14,336
その他の貸倒引当金	4,383	賞与引当金	603,029
	117,486	会員引当金	16,272
	48,085	課徴金引当金	273,904
	△7,029	その他の負債	165,090
固 定 資 産	3,942,442	固 定 負 債	2,845,327
有形固定資産	211,127	長期借入金	716,551
建物	77,840	リース債務	1,245
構築物	2,692	繰延税金負債	73,235
車両運搬具	1,267	長期前受収益	2,028,764
工具、器具及び備品	118,960	長期預り保証金	25,530
土地	7,460		
リース資産	2,906	負 債 合 計	5,272,822
無 形 固 定 資 産	145,504	純 資 産 の 部	
商標権	3,986	株主資本	4,453,052
ソフトウェア	135,349	資本剰余金	779,643
電話加入権	6,168	資本剰余金	3,626,635
投資その他の資産	3,585,810	資本準備金	822,765
投資有価証券	1,402,496	その他資本剰余金	2,803,869
関係会社株式	1,212,127	利 益 剰 余 金	80,717
長期貸付金	1,393,133	その他利益剰余金	80,717
破産更生債権	4,241	繰越利益剰余金	80,717
長期前払費用	264,328	自 己 株 式	△33,944
差入保証金	662,866	評価・換算差額等	221,885
保険積立金	8,371	その他有価証券評価差額金	221,885
貸倒引当金	△1,361,754	純 資 産 合 計	4,674,937
資 産 合 計	9,947,759	負 債 純 資 産 合 計	9,947,759

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(自 平成26年10月 1 日)
(至 平成27年 9 月30日)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		7,890,389
売上原価		4,449,136
売上総利益		3,441,253
販売費及び一般管理費		2,821,674
営業利益		619,578
営業外収益		
受取利息	23,527	
受取当金	17,395	
投資有価証券売却益	4,148	
受取貸料	1,985	
受業託料	24,600	
補入他	35,361	
その他	14,157	
		121,176
営業外費用		
支払利息	9,169	
貸倒引当金繰入	218,396	
その他	3,066	
		230,633
経常利益		510,121
特別利益		
投資有価証券売却益	43,959	
資産除去債務戻入	5,671	
		49,631
特別損失		
投資有価証券評価損	125,765	
訴訟和解金	76,000	
課徴金引当金繰入	165,090	
本社移転費用	46,363	
その他	42,082	
		455,301
税引前当期純利益		104,450
法人税、住民税及び事業税	55,251	
法人税等調整額	16,786	
当期純利益		72,037
		32,413

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(自 平成26年10月1日
至 平成27年9月30日)

(単位：千円)

	株 主 資 本							
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		自 株 己 式	株 資 合 主 本 計
		資 本 備 金	そ の 他 資 剰 余 金	資 剰 余 本 金 計	そ の 他 利 益 剰 余 金 繰 越 利 益 剰 余 金	利 剰 余 益 金 計		
当 期 首 残 高	779,643	822,765	2,803,869	3,626,635	151,736	151,736	△33,944	4,524,071
事 業 年 度 中 の 変 動 額								
剰 余 金 の 配 当					△103,431	△103,431		△103,431
当 期 純 利 益					32,413	32,413		32,413
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 事 業 年 度 中 の 変 動 額 (純 額)								
事 業 年 度 中 の 変 動 額 合 計	—	—	—	—	△71,018	△71,018	—	△71,018
当 期 末 残 高	779,643	822,765	2,803,869	3,626,635	80,717	80,717	△33,944	4,453,052

	評価・換算差額等										純資産合計
	そ の 券	の 評	他 価	有 差	価 額	証 金	評 差	価 額	・ 等	換 合	
当 期 首 残 高	49,380					49,380					4,573,451
事 業 年 度 中 の 変 動 額											
剰 余 金 の 配 当											△103,431
当 期 純 利 益											32,413
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 事 業 年 度 中 の 変 動 額 (純 額)	172,504					172,504					172,504
事 業 年 度 中 の 変 動 額 合 計	172,504					172,504					101,486
当 期 末 残 高	221,885					221,885					4,674,937

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ① 子会社株式及び
関連会社株式 移動平均法による原価法によっております。
- ② その他有価証券
時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法によっております。(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法によっております。)
時価のないもの 移動平均法による原価法によっております。

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

- 商品 先入先出法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

(3) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産
(リース資産を除く) 定率法（ただし建物（附属設備を除く。）は定額法）によっております。
なお、取得価額が10万円以上20万円未満の資産につきましては、3年均等償却しております。
主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	6年～24年
構築物	10年～20年
車両運搬具	2年～6年
工具、器具及び備品	2年～20年
- ② 無形固定資産 定額法によっております。
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
- ③ リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(4) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金 従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき当事業年度負担額に見合う額を計上しております。
- ③ 会員引当金 生活会員からの申込により作業を加盟店に対して依頼した場合、当社は加盟店に対して作業に係る外注費を支払っております。

④ 課徴金引当金

当該外注費の支払に備えるため、過去の発生実績率により見込額を計上しております。

金融商品取引法の規定に基づく課徴金納付命令を受け、金融庁が通知した納付すべき課徴金の額を計上しております。

(5) 消費税等の会計処理

税抜方式を採用しております。

2. 表示方法の変更に関する注記

(貸借対照表)

前事業年度において投資その他の資産の「その他」に含めていた「長期貸付金」は重要性が増加したため、当事業年度より区分掲記することとしました。なお、前事業年度の投資その他の資産の「その他」に含まれる「長期貸付金」は1,350千円であります。

(損益計算書)

前事業年度において営業外収益の「その他」に含めていた「業務受託料」は重要性が増加したため、当事業年度より区分掲記することとしました。なお、前事業年度の営業外収益の「その他」に含まれる「業務受託料」は17,770千円であります。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 減価償却累計額

有形固定資産	179,697千円
--------	-----------

(2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	47,729千円
長期金銭債権	5,000千円
短期金銭債務	48,028千円

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高	
売上高	666,712千円
売上原価	871,461千円
その他	51,839千円
営業取引以外の取引高	43,880千円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式	207,700株
------	----------

6. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産（流動）	
貸倒引当金	2,172千円
賞与引当金	5,171千円
会員引当金	89,923千円
その他	1,441千円
繰延税金資産（流動）合計	98,709千円
繰延税金負債（流動）	
未収事業税	6,020千円
繰延税金負債（流動）合計	6,020千円
繰延税金資産（流動）の純額	92,689千円
繰延税金資産（固定）	
投資有価証券評価損	120,755千円
関係会社株式評価損	3,960千円
貸倒引当金	436,238千円
その他	4,653千円
繰延税金資産（固定）小計	565,608千円
評価性引当額	△561,461千円
繰延税金資産（固定）合計	4,146千円
繰延税金負債（固定）	
その他有価証券評価差額金	77,382千円
繰延税金負債（固定）合計	77,382千円
繰延税金負債（固定）の純額	73,235千円

(2) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第9号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第2号）が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以降に開始する事業年度から法人税率等が変更されることとなりました。

これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用される法定実効税率は、従来の35.4%から平成27年10月1日以降に開始する事業年度より32.8%に、また、平成28年10月1日以降に開始する事業年度より32.1%に変更しております。

その結果、繰延税金資産が7,171千円、繰延税金負債が7,561千円それぞれ減少し、法人税等調整額（借方）が7,599千円、その他有価証券評価差額金が7,989千円それぞれ増加しております。

7. 関連当事者との取引に関する注記

(単位：千円)

種 類	会社等の名称	議決権等の 所有(被所有) 割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取 引 金 額	科 目	期 末 残 高
子 会 社	株 式 会 社 バ イ ノ ス	—	資 金 の 貸 付 業務委託契約の締結 役 員 の 兼 任	資金の回収	159,666	—	—
				利息の受取	17,309	—	—
				業務受託料	18,700	—	—
子 会 社	株 式 会 社 ア ッ ト ワ ー キ ン グ	—	役 員 の 兼 任	同社株式の 譲 渡	115,744	—	—

- (注) 1. 上記の金額のうち取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
- (1) 資金の貸付については、市場金利を考慮して利率を合理的に決定しております。
 - (2) 貸付金に対する担保として手形及び保証金を受け入れております。
 - (3) 株式の譲渡については、対象会社の経営成績及び財政状態を把握し、公認会計士による株価算定の結果をもとに、合理的に決定しております。
3. 当事業年度において、株式会社バイノスの全株式を譲渡したことにより、連結の範囲から除外されたため、関連当事者に該当しなくなりました。このため、取引金額は関連当事者であった期間の取引金額を記載しております。
4. 株式会社バイノスへの関係会社長期買付金の残高は、関連当事者に該当しなくなった時点で1,413,133千円でありました。また、当事業年度末における株式会社バイノスへの長期貸付金の残高は1,393,133千円であり、貸付金に対し、1,357,531千円の貸倒引当金を計上しております。
5. 当事業年度において、株式会社アットワーキングの全株式を譲渡したことにより、連結の範囲から除外されたため、関連当事者に該当しなくなりました。このため、取引金額は関連当事者であった期間の取引金額を記載しております。

8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額

135円 59銭

(2) 1株当たり当期純利益

0円 94銭

9. 重要な後発事象に関する注記

連結計算書類 9. 重要な後発事象に関する注記 参照

10. その他の注記

(訴訟の提起)

連結計算書類 10. その他の注記（訴訟の提起）参照

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成27年11月20日

ジャパンベストレスキューシステム株式会社

取締役会 御中

監査法人東海会計社

代 表 社 員	公認会計士	後 藤	久 貴	Ⓔ
業 務 執 行 社 員				
代 表 社 員	公認会計士	青 島	信 吾	Ⓔ
業 務 執 行 社 員				

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ジャパンベストレスキューシステム株式会社の平成26年10月1日から平成27年9月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ジャパンベストレスクューシステム株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成27年11月20日

ジャパンベストレスキューシステム株式会社

取締役会 御中

監査法人東海会計社

代 表 社 員	公認会計士	後 藤	久 貴	Ⓔ
業 務 執 行 社 員				
代 表 社 員	公認会計士	青 島	信 吾	Ⓔ
業 務 執 行 社 員				

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ジャパンベストレスキューシステム株式会社の平成26年10月1日から平成27年9月30日までの第19期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年10月1日から平成27年9月30日までの第19期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下の通り報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関しては、事業報告に記載の通り、前連結会計年度において判明した当時の当社連結子会社の不適正な売上計上の発覚を受け、第三者委員会及び内部調査委員会を設置し、客観的かつ徹底した全容解明を行いました。その結果、特に平成27年3月12日付で設置した内部調査委員会の調査において、当社の取締役（当時）が不適正な売上計上に関与していたことを疑わせる事実が確認され、また当時の監査役及び内部監査の対応にも問題があったことを窺わせる事実が確認されました。
このことについては、誠に遺憾ではありますが、現在は当社が掲げた再発防止策に従い、取締役を中心に、グループ一丸となって再発防止に鋭意取り組んでおります。以上の事項の他には、取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。なお、前述の通り、当時の当社連結子会社の不適正な売上計上に関し、第三者委員会及び内部調査委員会による調査の結果、当社の取締役（当時）の関与を疑わせる事実と、当時の監査役及び内部監査の対応に問題があったことを窺わせる事実が確認されました。このため、当社が平成26年8月22日付で株式会社東京証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所に提出した改善報告書及びその後の改善状況報告書について、平成27年6月22日付で、改善報告書及び改善状況報告書の訂正版を提出するとともに、それに基づき、引き続き再発防止策を実行し、改善が行われていることを確認しております。このことについて、監査役会は、今後ともその実行状況を引き続き監視及び検証してまいります。以上の他には、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行について指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 監査法人東海会計社の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 監査法人東海会計社の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年11月24日

ジャパンベストレスキューシステム株式会社 監査役会

常勤監査役 吉岡 徹郎 ㊟

監査役 岩村 豊正 ㊟

監査役 渡邊 俊雄 ㊟

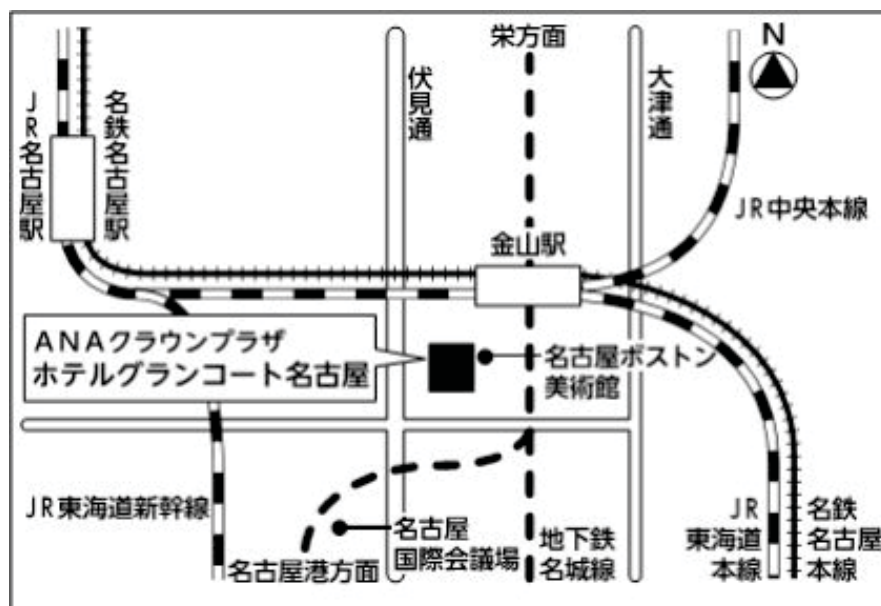
(注)監査役吉岡徹郎、監査役岩村豊正及び監査役渡邊俊雄は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

以 上

株主総会会場ご案内図

会場 名古屋市中区金山町一丁目1番1号
ANAクラウンプラザ ホテルグランコート名古屋
5階 ローズルーム
電話 (052) 683-4111 (代)



交通のご案内

- ・名古屋駅からJR又は名鉄で約5分（金山駅下車）
- ・栄駅から地下鉄で約10分（金山駅下車）
- ・金山駅から徒歩で約1分

お願い

当日は会場周辺道路及び駐車場の混雑が予想されますので、
お車でのご来場はご遠慮願います。

株主各位

平成27年12月7日

名古屋市中区錦一丁目10番20号
ジャパンベストレスキューシステム株式会社
代表取締役 榊原 暢 宏

第19回定時株主総会招集ご通知の訂正について

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
さて、平成27年12月7日付にてご送付申しあげました第19回定時株主総会招集ご通知中に一部誤りがございましたので、お詫び申しあげますとともに、下記のとおりご訂正くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

訂正箇所：第3号議案
取締役6名選任の件の取締役候補者新野将司氏の略歴（8頁）

(下線部は変更部分です。)

訂正前		訂正後	
平成10年4月	株式会社ニチメン（現 双日株式会社） 入社	平成10年4月	株式会社ニチメン（現 双日株式会社） 入社
平成12年8月	株式会社アイシービー 入社	平成12年8月	株式会社アイシービー 入社
平成12年10月	株式会社アルチェ 取締役	平成13年1月	株式会社アルチェ（現 株式会社ベバークスホールディングス） 取締役
平成12年12月	株式会社ブライダルネット 取締役	平成13年12月	株式会社カカコム 取締役
平成13年12月	株式会社カカコム 取締役	平成14年4月	株式会社ブライダルネット（現 株式会社I B J） 取締役
平成15年6月	株式会社アイシービー 取締役	平成15年6月	株式会社アイシービー 取締役
平成17年4月	株式会社バイクプロス 取締役	平成16年4月	株式会社バイクプロス 取締役
平成19年4月	JBR Motorcycle株式会社（現 当社） 取締役	平成18年4月	JBR Motorcycle株式会社（現 当社） 取締役
平成20年2月	株式会社ネコ・プロスモーターサイクル（現 株式会社バイクプロス） 代表取締役	平成19年4月	株式会社バイクプロス 代表取締役
平成20年4月	株式会社バイクプロス 代表取締役	平成20年2月	株式会社ネコ・プロスモーターサイクル（現 株式会社バイクプロス） 代表取締役
平成23年4月	株式会社Medical CUBIC（現 株式会社プロトメディカルケア） 代表取締役（現任）	平成23年3月	株式会社Medical CUBIC（現 株式会社プロトメディカルケア） 取締役（現任）
		平成23年4月	株式会社Medical CUBIC（現 株式会社プロトメディカルケア） 代表取締役（現任）

以 上